住所　岐阜県可児市大森2081番地15
[illegible]文龍　昭和27年6月9日生
金勝美　昭和34年9月5日生
[illegible]洋介　昭和60年6月20日生
住所　大阪府泉南市岡田7丁目1664番地73
朴重成　昭和45年11月18日生
住所　大阪府岸和田市池尻町49番地19
崔尚信　昭和45年2月23日生
住所　大阪府羽曳野市西浦5丁目395番地10
金光恵　昭和53年10月14日生
住所　大阪府藤井寺市大井2丁目3番15―502号
柳文斗　昭和32年7月8日生
李末子　昭和36年7月30日生
住所　大阪府東大阪市東豊浦町5番21号
柳邦治　昭和61年10月19日生
住所　大阪府羽曳野市西浦2丁目1709番地1
柳賢秀　昭和34年10月16日生
柳奈美子　昭和38年2月26日生
住所　大阪市東住吉区湯里1丁目15番3号
都昶煥　昭和33年2月25日生
都春花　平成2年5月7日生
朴恵美子　昭和38年10月7日生
住所　東京都文京区本郷2丁目30番8―702号
高洋子　昭和31年9月4日生
住所　東京都多摩市諏訪1丁目53番地7
金純子　昭和52年11月14日生
住所　東京都府中市片町2丁目17番地2
潘雲龍　昭和27年1月31日生
住所　相模原市南区上鶴間本町1丁目28番12―405号
李澤　昭和44年4月16日生
張静　昭和45年5月13日生
李亜智　平成10年3月3日生
李亜聖　平成14年3月29日生
住所　兵庫県明石市立石2丁目1番9号
趙理恵　昭和57年12月24日生
住所　北九州市若松区二島1丁目2番26―808号
オクオカ・デニス　平成19年8月24日生

○法務省告示第六百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

法務大臣　金田　勝年

住所　愛媛県新居浜市観音原町乙2番地13
柳秀明　昭和27年5月18日生
金末子　昭和30年3月10日生
住所　愛媛県新居浜市久保田町1丁目5番20号
柳克寿　昭和53年2月20日生
住所　岡山市南区福島4丁目19番4号
李幸男　昭和47年2月9日生
住所　岡山市南区福島4丁目19番4号
李義幸　昭和48年4月23日生
住所　広島県福山市加茂町字上加茂564番地
孫泰男　昭和20年2月26日生
住所　愛知県東海市加木屋町南鹿持18番地
徐和　平成3年4月17日生
住所　札幌市東区北43条東8丁目2番20号
姜真哲　昭和50年7月21日生
住所　三重県いなべ市員弁町御薗368番地2
李愛　昭和60年2月18日生
住所　名古屋市港区稲永2丁目13番62号
金恒雄　昭和27年7月16日生
白相出　昭和27年12月25日生
金有子　昭和49年8月15日生
金百合奈　昭和54年10月31日生
住所　名古屋市南区内田橋2丁目28番11号
ジャスミン・カスティリエロ・ロドリゲス　平成11年7月30日生
住所　東京都江東区枝川2丁目3番4―803号
何琦　平成4年1月14日生
住所　京都市南区東九条西山町29番地
徐アンナ　昭和62年6月5日生
住所　京都市伏見区桃山筒井伊賀東町47番地3
車泰一　昭和47年2月25日生
住所　京都市伏見区小栗栖山口町1番地
車平順　昭和48年9月17日生
住所　京都市伏見区醍醐大構町28番地3
車絹江　昭和51年5月11日生
住所　京都市北区上賀茂今井河原町63番地
尹徹　平成5年7月5日生
住所　京都市南区吉祥院九条町15番地1
朴旺成　昭和44年9月30日生

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社萩見綜合食品センター	北海道稚内市富岡二丁目一番二十一号	惣菜製造業

○法務省告示第六百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

ダイケン工業株式会社	神奈川県愛甲郡愛川町中津二千六百九十三番地	とび

○法務省告示第六百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社大井製作所	東京都品川区平塚二丁目一番十号	プラスチック成形

○外務省告示第四百八十八号

平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の締約国につき、平成二十八年十一月六日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年八月二十九日外務省告示第三百三十九号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
セルビア共和国	平成二十六年十一月五日	平成二十六年十二月二十四日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成二十六年十一月十五日	平成二十六年十二月二十四日
リヒテンシュタイン公国	平成二十六年十一月十六日	平成二十六年十二月二十四日
ポーランド共和国	平成二十六年十一月十七日	平成二十六年十二月二十四日
リトアニア共和国	平成二十六年十二月十八日	平成二十六年十二月二十四日
南アフリカ共和国	平成二十六年十二月二十二日	平成二十六年十二月二十四日
スイス連邦	平成二十七年一月三十日	平成二十七年四月三十日
コートジボワール共和国	平成二十七年二月二十六日	平成二十七年五月二十七日
ベリーズ	平成二十七年三月十九日	平成二十七年六月十七日
チャド共和国	平成二十七年三月二十五日	平成二十七年六月二十三日
パラグアイ共和国	平成二十七年四月九日	平成二十七年七月八日
リベリア共和国	平成二十七年四月二十一日	平成二十七年七月二十日
ツバル	平成二十七年九月四日	平成二十七年十二月三日